

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 矢 祭 町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	100.3%
全職員	76.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	99.7%
本庁課長補佐相当職	-
本庁係長相当職	93.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.8%
31～35年	92.5%
26～30年	91.7%
21～25年	-
16～20年	-
11～15年	73.6%
6～10年	97.5%
1～5年	82.5%

【説明欄】

- ・「-」については、該当区分に所属する職員が存在しない、男性または女性のためのため、差異の比較が出来ない。
- ・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は75%、住居手当の受給者に占める男性の割合は57%である。
- ・男性の方が時間外勤務時間が長く、一人当たりの手当平均支給額における男性に対する女性の割合は42%である。
- ・勤続年数「11～15年」の差異については、女性の育児休業により賞与支給額が減額となっているためである。
- ・近年の女性の新規採用を増やした結果、勤続年数10年以下の区分に占める職員の女性の割合が約5.4割となっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。
- ・パートタイム会計年度任用職員のうち、日額または時間額で報酬を支給する職員については、雇用形態が多様であり、常勤職員と単純に比較できないため除外している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1日目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。